

平成 28 年 9 月 2 日  
総合政策局物流政策課

## 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定

第 190 回国会において成立した、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）の施行期日を定める政令及び改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

第 190 回国会において、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について 2 以上の者が連携して行うものに限ることとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講ずる改正法が成立し、平成 28 年 5 月 13 日に公布されました。

このため、改正法の施行期日を定めるとともに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）等の関係政令の一部を改正します。

### 2. 概要

(1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を平成 28 年 10 月 1 日とします。

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

① 都道府県知事の行う事務（令第 6 条関係）

経済産業大臣の行う認定等の権限のうち、一の都道府県の区域内のみで行われる中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととします。

② 地方支分部局の長への権限の委任（令第 7 条関係）

主務大臣の行う認定等の権限のうち、一の地方支分部局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限等は、地方支分部局の長に委任することとします。

③ その他所要の改正を行います。

### 3. スケジュール

閣 議：平成 28 年 9 月 2 日（金）

公 布：平成 28 年 9 月 7 日（水）

施 行：平成 28 年 10 月 1 日（土）

#### 【問い合わせ先】

国土交通省代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1559（物流政策課）

総合政策局物流政策課 徳増・二上 直通：03-5253-8801 内線：53-312/53-316